

この資料のみかた

1. この資料は、「地方財政状況調査」、「地方公営企業決算状況調査」、「市町村税課税状況等の調」及び「健全化判断比率等算定様式」等をもとに編集したものである。
2. この資料の決算額は、普通会計及び法非適用公営企業会計については平成26年5月31日現在、法適用公営企業会計については同年3月31日現在における決算見込額である。
3. この資料における主な用語については、次のとおりである。

○普通会計

(1) 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の一切の会計、すなわち一般会計に、公営事業会計を除いた各種の特別会計（例えば学校給食会計、有線放送会計、農業振興会計等）を合算して、一つの会計を想定したものである。合算に際しては、各会計間の繰入れ、繰出しにかかる重複額を控除し、予算繰越があると同時に繰上充用があればこれを調整する等の操作を行い、いわゆる「純計額」によっている。

また、公営事業会計以外の会計で、公営事業会計に属する収入及び支出を経理している場合は、これを分別して公営事業会計において経理されたものとして取り扱っている。したがって、議会認定の決算額とは異なるものである。

なお、公営事業会計とは、地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない会計のことを言い、以下のものがある。

ア 公営企業会計

イ 収益事業会計（本県では青森市の競輪事業のみ）

ウ 国民健康保険事業会計

エ 後期高齢者医療事業会計

オ 介護保険事業会計

カ 農業共済事業会計（本県では設置団体なし）

キ 交通災害共済事業会計

(2) 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

(3) 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。

(4) 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。

具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

(5) 実質単年度収支

単年度収支に、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、実質的な赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

(6) 一般財源

本書では、地方税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税の合算額。

(7) 一般財源等

一般財源に、歳入振替えに係るもの（特定財源に属する収入のうち、その特定目的に充当してなお剰余がある場合、剰余額を一般財源に振り替えたもの）を含めたもの。

(8) 地方譲与税

形式上一旦国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、地方団体間の財源調整や賦課徴収の便宜の目的で、徴収事務を国が代行している。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税等がある。

(9) 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするために交付されている減収補てん特例交付金がある。

(10) 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税、東日本大震災からの復旧・復興事業に係る財政負担について、通常の特別交付税とは別枠で交付する震災復興特別交付税がある。

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

(11) 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出されるもの。

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

(12) 単位費用

標準的団体（人口、面積、行政規模が道府県や市町村のなかで平均的で、積雪地帯や離島でない等の自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合等の一般財源所要額を測定単位1単位当たりで示したもの。

(13) 測定単位

道府県や市町村の行政項目（道路橋りょう費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。例えば、道路橋りょう費においては道路の面積及び延長が用いられる。

(14) 補正係数

すべての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生じる理由ごとに測定単位の数値を割り増し又は割り落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

(15) 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入の一定割合により算定するものであり、市町村においては次の算式により算出される。

$$\text{標準的な地方税収入} \times 100 \text{分の} 75 + \text{地方譲与税等}$$

(16) 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

(17) 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金とがある。

(18) 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費からなっている。

(19) 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

(20) 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

(21) 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

(22) 国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

(23) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分（(28)参照）及び臨時財政対策債（(29)参照）の合計額に占める割合で、次の算式により算出されるもの。

$$\frac{\text{経常的経費充当一般財源等額}}{\text{経常一般財源等総額} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100(\%)$$

(24) 実質収支比率

標準財政規模（(26)参照）に対する実質収支（(3)参照）の割合で、次の算式による算出されるもの。

$$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$$

(25) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額（(15)参照）を基準財政需要額（(11)参照）で除して得た数値の過去3年間の平均値で、次の算式により算出されるもの。

$$\left(\frac{\text{23年度基準財政収入額}}{\text{23年度基準財政需要額}} + \frac{\text{24年度基準財政収入額}}{\text{24年度基準財政需要額}} + \frac{\text{25年度基準財政収入額}}{\text{25年度基準財政需要額}} \right) \times \frac{1}{3}$$

(26) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加算した額。

(27) 減収補てん債

恒久的な減税等による地方公共団体の減収額を埋めるために発行される地方債。税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に普通建設事業以外の経費にも充当できる。

(28) 減収補てん債

地方税の収入が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行が同意又は許可される特例地方債。地方財政法第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお財源不足が生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

(29) 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。地方財政の通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策分）、地方負担分は特例地方債（臨時財政対策債）により補てんする。臨時財政対策債の発行可能額は地方公共団体ごとに算定され、実際の借入の有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額に算入することとなっている。

(30) 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法で予算の一部を構成することと規定されている。

(31) 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。地方財政法により、地方公共団体は決算上の剰余金の2分の1以上の額を積立て又は地方債の繰上償還の財源に充てなければならないとされている。

(32) 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

○公営企業

(33) 法適用企業・法非適用企業

地方公営企業のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業が法適用企業であり、それ以外の事業が法非適用企業である。法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業と、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、また、条例で全部又は一部を任意で適用する事業で、簡易水道、下水道等（以上、任意適用事業）がある。法非適用事業は、任意適用事業のうち、法律を適用していない事業である。

(34) 収益的収支

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定されているすべての収益とそれに対応するすべての費用をいう。収益的収入（総収益）は、サービスの提供の対価としての料金収入を主体とする「営業収益」、受取利息・他会計補助金等の「営業外収益」及び固定資産売却益・過年度損益修正益等の「特別利益」からなり、収益的支出（総費用）は、サービスの提供に要する施設管理費、人件費・物件費等の「営業費用」、支払利息等の「営業外費用」、固定資産売却損・臨時損失・過年度損益修正損等の「特別損失」及び「予備費」からなる。

(35) 経常損益

営業収益から営業費用を控除して算出される営業利益（又は営業損失）に営業外収益及び営業外費用を加減することにより算出された利益（損失）である。

(36) 累積欠損金

営業活動によって欠損を生じた場合、この欠損金を埋めるための処理として、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等で補てんする方法があるが、それでもなお補てんできなかつたものの各事業年度の損失（赤字）額の累積されたものをいう。

(37) 不良債務額

流動負債（起債前借である一時借入金の額を控除）の額が流動資産（翌年度繰越財源の額を控除）の額を超える場合その超える額をいい、企業の支払い能力を超える債務があるという状態。

(38) 流動負債

負債のうちの支払期限が貸借対照表作成日から起算して1年以内に到来するものをいう。具体的には、一時借入金、未払金、未払費用、前受金及びその他流動負債に区分される。

(39) 流動資産

現金及び短期間（1年）のうちに回収又は販売により現金化し、支払手段となりやすい資産であり、現金、預金、未収金、前払金等がある。

(40) 固定負債

流動負債に対立する概念で、支払期限が貸借対照表作成日等から起算して1年以内に到来しない負債をいう。

固定負債に整理される企業債は、建設改良及び投資以外の目的に充てるため発行されたものである。

公営企業においては、「建設改良及び投資目的に充てるため」発行する企業債は、「借入資本金」として資本に分類されていることから、固定負債としての企業債はこれを除いたものである。

(41) 不良債務比率

営業収益に対する不良債務の割合を表すものであり、次の式により算出することができる。

$$\frac{\text{不良債務額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100(\%)$$

この数値が高いほど企業の経営状況が悪化していることになり、企業の経営状況を判断する基準となる。

(42) 繰入金

地方公共団体の各会計間、一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動のことをいう。

特別会計は、特定の事業実施に当たり、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設置されるが、当該特別会計設置の目的とされている事業の遂行に必要な財源に不足が生じる場合には、必要により一般会計から資金の繰入れを行って財源補てんをしなければならない場合が起こりうる。

(43) 経常収支比率

公営企業会計における経常収支比率は、普通会計における経常収支比率とは定義が異なり、次の算式によって求められる。

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100(\%)$$

この比率が、100%以上の場合は単年度黒字を、100%未満は単年度赤字を表すことになる。

(44) 資本的収支

企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金等の支出とその財源の収入をいう。

資本的収入には、企業債、固定資産売却代金（売却益は除く）、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金等収益に関係のない収入が計上され、資本的支出には、建設改良費、企業債償還金（元金）他会計からの長期借入金償還金等費用とは関係のない支出が計上される。

(45) 繰越金

一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額をいう。繰越金は決算上の純剰余金である純繰越金と前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てるべき繰越金の2つに分けられる。

(46) 繰上充用金

会計年度経過後その会計年度の歳入が歳出に不足する場合、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度の歳入に充てることをいう。

(47) 実質収支

収入総額（収益的収入＋資本的収入）から支出総額（収益的支出＋資本的支出）を差し引いて、さらに繰上充用金や繰越財源を差引いたものをいう。

○健全化判断比率等

(48) 実質赤字比率

標準財政規模に対する実質赤字額の割合で、その赤字の深刻度を把握するものである。

$$\frac{A}{B} \times 100(\%)$$

A = 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
(繰上充当額 + (支払繰延額 + 事業繰越額))
B = 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)

(49) 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する全会計を対象とした実質赤字額 (又は資金不足額) の割合で、全ての会計の赤字・黒字の要素を合算し、地方公共団体全体として見た収支における資金の不足の深刻度を把握するものである。

$$\frac{(A+B)-(C+D)}{E} \times 100(\%)$$

A = 一般会計及び公営企業 (地方公営企業法適用企業・非適用企業) 以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
B = 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
C = 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合算額
D = 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額
E = 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)
※ A と B の合計額が C と D の合計額を超える場合の当該超える額が分子となる

(50) 実質公債費比率

地方債の発行が従来からの許可制度から協議制度に移行したことに伴い平成18年度から導入された財政指標で、財政健全化法の施行に伴い健全化判断比率の一つとなったものである。公営企業会計の公債費に充当した繰出金や、一部事務組合の公債費に充当した負担金なども含めた、その団体の実質的な公債費負担の度合いを計る指標であり、次の算式によって得た数値の過去3年の平均値を使用する。

$$\frac{A+B+C+D+E+F+G-(K+L+M+N+O+P+Q)}{H+I+J-(L+M+N+O+P+Q)} \times 100(\%)$$

- A = 公債費充当一般財源等（繰上償還額、借換債による償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分等を除く。）
B = 減債基金積立不足額を考慮して算定した額
C = 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）
D = 公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金
E = 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金
F = 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの（利子補給等に係るもののうち、元金補給分を除く。）
G = 一時借入金利子の合計額
H = 標準税収入額等
I = 普通交付税額
J = 臨時財政対策債発行可能額
K = 特定財源
L = 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
M = 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（準元利償還金に係るものに限る。）
N = 災害復旧費等に係る基準財政需要額
O = 災害復旧費等に係る基準財政需要額（準元利償還金に係るものに限る。）
P = 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金
Q = 密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金（地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）

実質公債費比率が18%以上である団体は、引き続き起債の許可を受けなければならない。

実質公債費比率による許可団体のうち早期健全化基準（25%）以上の団体にあつては、財政健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている場合は、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、地方債の発行等の許可を行うものとされている（ただし、原則として財政健全化計画の策定後に許可）。

また、上記以外の許可団体にあつては、公債費負担適正化計画を策定するものとし、当該計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている場合は、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、地方債の発行等の許可を行うものとされている。

なお、平成24年度から、実質公債費比率等及び年間起債予定額が基準以内の団体が民間資金債を発行する場合は、協議を不要とし、事前届出で足りるものとされている。

(51) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還にあてることのできる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除した指標で、地方公共団体が発行した地方債残高のうち一般会計等が負担することになるもののみならず、例えば、地方公社や損失補償を付した第三セクターの負債も含め、決算年度末時点で地方公共団体にとっての将来負担の程度を把握するものである。

$$\frac{A+B+C+D+E+F+G+H-(I+J+K)}{L-M} \times 100(\%)$$

A＝一般会計等の地方債現在高

B＝債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

C＝一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

D＝当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

E＝退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

F＝地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

G＝連結実質赤字額

H＝組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

I＝充当可能基金額

J＝特定財源見込額

K＝地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

L＝標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）

M＝元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(52) 資金不足比率

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額（資金収支の累積不足額を表すもの）を事業規模で除して表した指標で、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、経営状態の悪化の度合いを把握するものである。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100(\%)$$

◆資金の不足額

①法適用企業会計

$$A + B - C - D$$

A = 流動負債－（一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るもので、地方債を起こすこととしてい
る額）

B = 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

C = 流動資産－（繰越した事業の財源に充当することができる特定収入で、収入された部分に相当する額）

D = 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

（ $A + B - C > 0$ であれば算入。ただし、この場合において、 $A + B - C - D < 0$ となるときは

$$A + B - C - D = 0$$

②法非適用企業会計

$$A + B - C - D$$

A = 歳出額

B = 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

C = 歳入額－（支払繰延額・事業繰越額）

D = 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

（ $A + B - C > 0$ であれば算入。ただし、この場合において、 $A + B - C - D < 0$ となるときは

$$A + B - C - D = 0$$

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

◆事業の規模

$$S (+s) - T$$

S = 営業収益の額（法非適用企業にあつては営業収益に相当する収入の額）

s = 指定管理者の利用料金収入の額

指定管理者（利用料金制）を導入している公営企業にあつては、指定管理者の利用料金の額を営業収益の額に加える。

T = 受託工事収益の額（法非適用企業にあつては受託工事収益に相当する収入の額）

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額（法非適用企業にあつては資本及び負債の額に相当する額の合計額）となる。